

令和5年度（2023年度）

# 安全報告書



令和6年（2024年）9月

熊本市交通局



## 管理者ごあいさつ

熊本市電は、大正13年（1924年）に開業し、令和6年（2024年）8月1日に100周年を迎えました。市内の東西を結ぶ2系統約12.1kmを運行し、市民や観光客の重要な交通手段として愛されております。その一方で、過去には死亡事故を含む重大な事故が発生いたしました。亡くなられた方々やご遺族に深い哀悼の意を表すとともに、負傷された方々にお見舞いとお詫びを申し上げます。

近年も安全にかかわるトラブルが続いておりますが、過去の事故の経験を踏まえ、厳格な管理体制のもと、徹底した点検を行うほか、接客サービスの向上や安全な運行に必要な知識・技術を向上させるための乗務員研修に力を入れてまいります。事故の再発防止と更なる安全性の向上に真摯に取り組み、利用者の皆さまの信頼に応え得る公共交通機関としての使命を果たしていく所存です。

熊本市電は、安全最優先の組織風土を再構築することを決意いたしました。毎年8月1日を「安全運行誓いの日」と定め、過去の事故を教訓とし、再発防止に努めてまいります。また、老朽化した車両の不具合に対応するため、令和6年度（2024年度）から2年間で、超低床形の多両編成車両を4台新規導入する計画としております。さらには、安全輸送を支える基盤設備の強化を図り、人員不足の解消にも取り組んでまいります。

今後も熊本市の発展に寄与し、利用者に愛される市電を目指して、職員一丸となり努力してまいります。皆さまの引き続きのご愛顧を賜りますようお願いいたします。

この安全報告書は、鉄道事業法第19条の4に基づき作成・公表するもので、輸送の安全を確保するための取組などを掲載しております。ご一読いただき、忌憚のないご意見・ご感想をお寄せいただけますと幸いです。



熊本市交通事業管理者

井芹 和哉

## 【 目次 】

### ①基本方針 安全・安心な運行体制の確保・・・・・・・・・・P2

(1) 安全対策の徹底 (2) 災害対策等の強化 (3) 安全輸送を支える基盤設備の強化

### ②行動規範及び安全目標・・・・・・・・・・P3

○行動規範○安全目標

### ③輸送の安全確保に関する管理体制及び基本的事項・・・・・・・・P4～P6

○安全管理体制

(1) 安全管理組織 (2) 主な安全管理者の役割 (3) 安全管理規程 (4) その他規程等  
(5) 安全マネジメント内部監査 (6) 安全マネジメント内部監査結果報告

### ④輸送の安全の実態・・・・・・・・・・P7

(1) 軌道運転事故 (2) 輸送障害 (3) 自然災害 (4) 重大インシデント (5) インシデント

### ⑤交通事業安全推進委員会・・・・・・・・・・P8

(1) 交通事業安全推進委員会の役割

### ⑥安全対策の徹底のための取組・・・・・・・・・・P9～23

#### 1. 職員研修の充実

(1) 安全管理研修 (2) 事故防止定例研修会議 (3) 安全意識研修 (4) 年末年始安全総点検研修  
(5) 非常時想定訓練 (6) 現任者接遇研修 (7) 先進事業者の調査・研究  
(8) 高齢者・障がい者等への対応研修

#### 2. 運転技能の向上

(1) フォローアップ研修 (2) 運転実務検定 (3) 運転指導者講習会講座受講  
(4) ドライブレコーダーの活用

#### 3. 安全意識の醸成

(1) 「事故0の日」安全講話 (2) 主要交差点での立哨 (3) 始業点呼の実施  
(4) 事故多発箇所無事故継続日数の掲示 (5) 優良乗務員の表彰  
(6) 運転士用保護メガネ（サングラス）の導入

#### 4. 災害対策等の強化

(1) 災害に対応できるダイヤの作成 (2) 令和5年度（2023年度）熊本市震災対処実働訓練  
(3) 車内テロ対策

#### 5. 安全輸送を支える基盤整備の強化

【車両班】(1) 車両の延命化改修の実施 (2) 車内外カメラ・モニター更新 (3) 警告音付表示灯の導入

【施設班】(1) 軌道カラー塗装 (2) 軌条交換工事 (3) 歩行者の横断防止対策

(4) 時刻表の移設及び標識の縮小 (5) 歩行者の横断防止対策 (6) 電停のバリアフリー化

【管理班】(1) 営業所情報共有端末の導入

## 1 基本方針 安全・安心な運行体制の確保

### 施策（１）安全対策の徹底

◆お客様に安心してご利用いただくために、安全管理規程に基づく明確な責任と権限のもと、輸送の安全を確保する取組について、不断の改善と更なる向上を図っていきます。特に、事故やインシデントの防止については、乗務員一人ひとりの徹底した意識改革に努めます。

### 施策（２）災害対策等の強化

◆平成28年（2016年）熊本地震の際には、レール破断等により3日間の完全運休を余儀なくされましたが、運行再開後は、市民ボランティアの大切な移動手段として大きく貢献しました。これらの経緯を踏まえ、災害時の運行体制の確立を図るとともに、更なる災害対応力の向上に向け、関係機関と連携した防災訓練等に取り組みます。

### 施策（３）安全輸送を支える基盤設備の強化

◆安全輸送を支える車両、設備の機能を維持するための計画的な保守点検や更新を行うとともに、熊本市電と自動車の接触事故を防止するための環境整備に取り組み、日々の運行の安全性を確実に確保します。

## 2 行動規範及び安全目標

熊本市交通局の事業管理者及び職員等の安全に係る行動規範は次のとおりです。

### ○ 行動規範

- (1) 各職員は、自ら技術の維持向上に努め安全を最優先に職務を遂行するとともに、全ての職員等が一致協力して輸送の安全確保に取り組む
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行する
- (3) 事故・火災等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとる
- (4) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保する
- (5) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦する

### ○ 安全目標

- ◆ 重大事故 0件
- ◆ 有責事故 0件
- ◆ 全体事故 18件以下（令和2年度（2020年度）事故件数を下回る件数）  
（営業所目標）
- ◆ 無事故日数 100日以上（これまでの最長99日を上回る日数）

### 3 輸送の安全確保に関する管理体制及び基本的事項

#### 安全管理体制

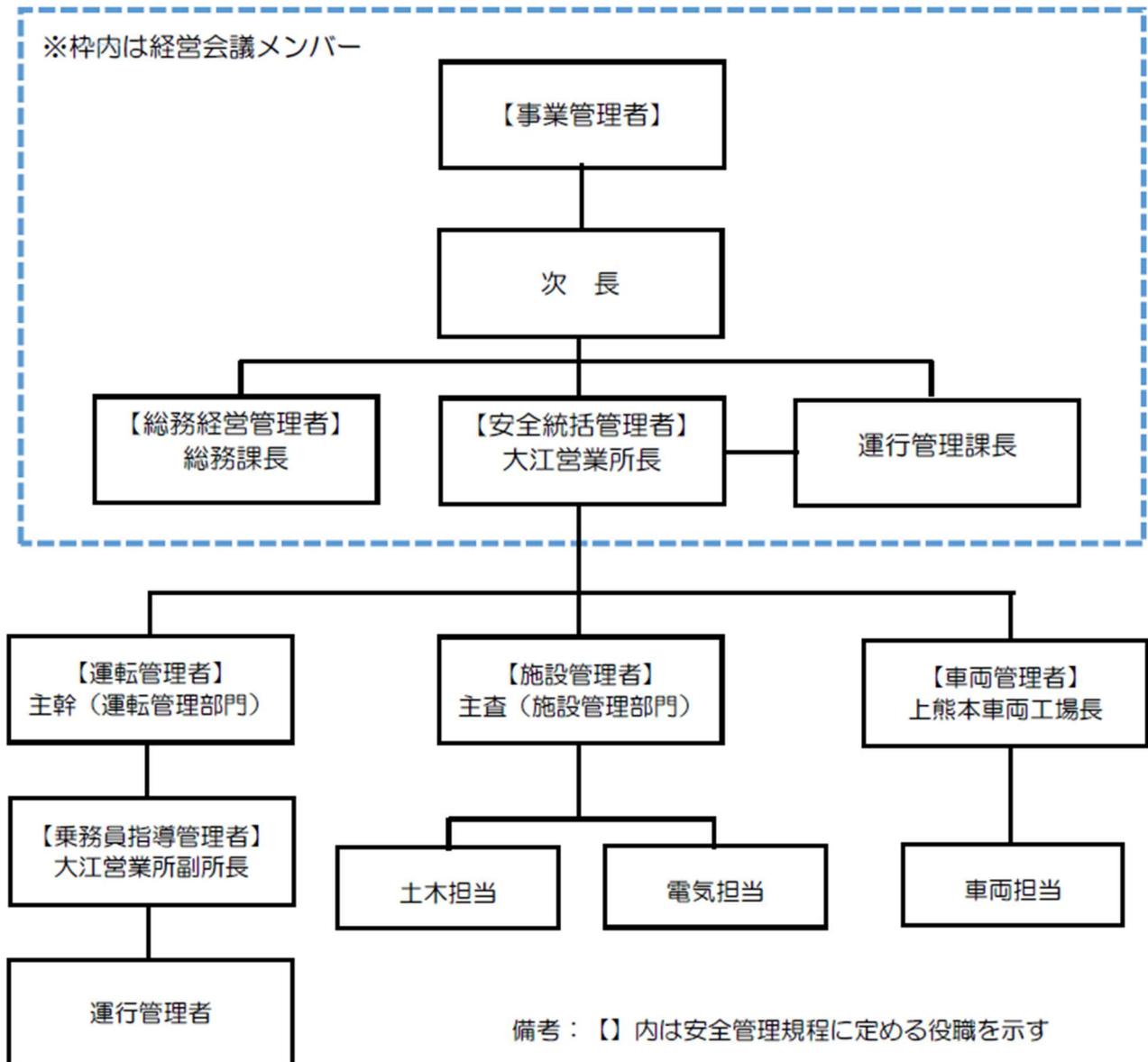
##### (1) 安全管理組織

平成18年(2006年)10月に安全管理規程を制定し、事業管理者をトップとする安全管理体制を構築・運用しています。安全統括管理者、運転管理者、乗務員指導管理者等の管理者それぞれの責任を明確にし、安全確保のための役割を担っています。

安全管理体制は以下のとおりです。

#### ◆安全管理体制図◆

令和5年度(2023年度)



## (2) 主な安全管理者の役割

事業管理者は、安全統括管理者等を選任するとともに、事業管理者をはじめ輸送の安全の確保に係るそれぞれの責任者の役割及び権限について定めています。

役 職	役 割
事業管理者	輸送の安全の確保に関する責任を負い、関係管理職とともに、輸送の安全の確保に向けた施策及び必要な指示を行う。
安全統括管理者	軌道施設、車両及び運転取扱の安全性並びに各部門間の整合性を確保するとともに、安全確保を最優先し輸送業務の実施及び各管理部門を統括管理する。
運転管理者	安全統括管理者の指揮のもと、運転関係の係員並びに施設及び車両を総合的に活用し、安全で安定した輸送を確保するため、運行計画の設定及び改定、乗務員及び車両の運用、車両の運行の管理、乗務員の育成及び資質の保持その他運転に関する業務を管理する責務を有する。
乗務員指導管理者	運転管理者の指揮のもと、乗務員の資質の維持管理並びに充足状況に関する定期的な確認及び運転管理者への報告の業務を行う責務を有する。
施設管理者	安全統括管理者の指揮のもと、輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのないよう軌道施設を維持管理する業務を管理する責務を有する。
車両管理者	安全統括管理者の指揮のもと、輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのないよう車両を維持管理する業務を管理する責務を有する。
総務経営管理者	投資計画、予算計画、要員計画その他必要な計画の検討に当たり、職員及び設備の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及び実現可能性の検証を行う。

### (3) 安全管理規程

平成18年(2006年)10月に安全管理規程を制定しました。その中で安全に関する基本方針に基づき、各安全管理者の責務を明確にし、輸送の安全の確保に必要な具体的な行動を定めています。

この安全管理規程は関係職員に配布し、周知を図っています。

### (4) その他規程等

安全管理規程関係の規程等は以下のとおりです。各職員はこれらのマニュアル類に基づき、輸送の安全確保に努めています。

- ① 施設関係(土木)
  - ・ 軌道整備心得
- ② 施設関係(電気)
  - ・ 電気設備保守心得
- ③ 車両関係
  - ・ 車両整備心得
- ④ 施設・車両事故発生時の時間外緊急連絡網及び処置表
- ⑤ 運転関係
  - ・ 軌道運転取扱心得
  - ・ 作業基準
  - ・ 安全運転必携
  - ・ 乗務員向け事故防止ハザードマップ

### (5) 安全マネジメント内部監査

令和5年度(2023年度)は、内部監査員が事業管理者や安全統括管理者へのヒアリング及びインタビュー等を実施し、安全管理上の取組が安全管理規程等に定める内容どおり実施され、且つ、当該取組が有効であるかを確認しました。

### (6) 安全マネジメント内部監査結果報告

令和6年(2024年)3月の「交通局経営会議」の中で、安全管理規程に基づく、安全管理体制の構築及び前回指摘事項等の改善状況について監査結果の報告を行いました。

今後も継続して運輸安全マネジメントのスパイラルアップを図っていきます。

## 4 輸送の安全の実態

### (1) 軌道運転事故

過去5年間の軌道運転事故の発生件数、死傷者数の推移は次のとおりです。

年 度	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
事故件数	0	3	1	1	3
死傷者	0	2	1	1	2
うち死亡者	0	0	0	0	1

### (2) 輸送障害

令和5年度(2023年度)は、4件でした。

### (3) 自然災害

令和5年度(2023年度)は、0件でした。

### (4) 重大インシデント

令和5年度(2023年度)は、2件でした。

### (5) インシデント

令和5年度(2023年度)は、1件でした。

## ◆軌道事故等の種別について

### (1) 軌道運転事故とは

軌道事故等報告規則に定める「車両衝突事故」「車両脱線事故」「車両火災事故」「踏切障害事故」「道路障害事故」「人身傷害事故」「物損事故」をいいます。

### (2) 輸送障害とは

運転事故以外で本線上において輸送に障害を生じた事態をいいます。

### (3) 自然災害とは

「暴風」「豪雨」「豪雪」「洪水」「高潮」「地震」「津波」その他の異常な自然災害により軌道施設又は車両に生じた被害をいいます。

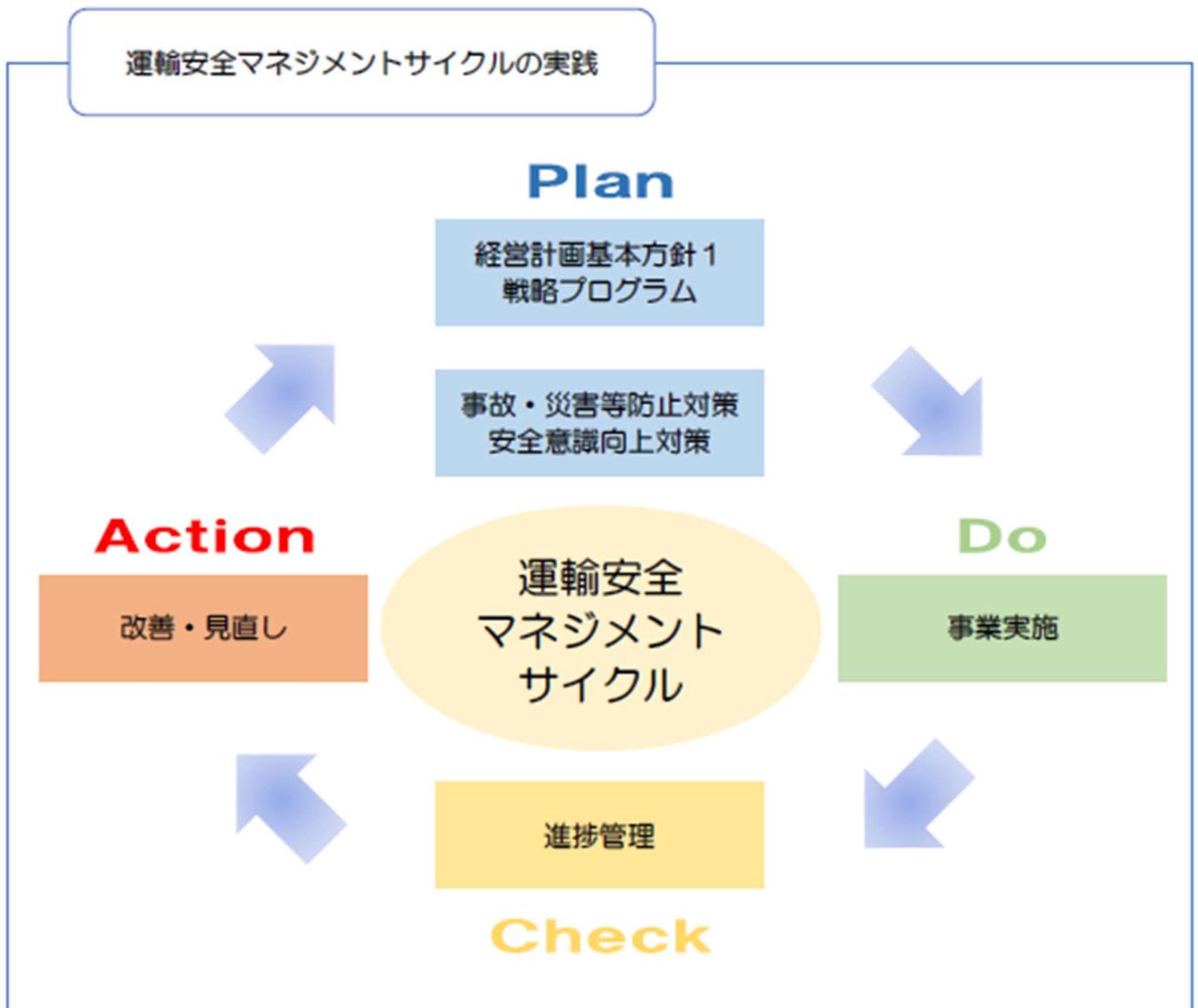
### (4) インシデントとは

運転事故が発生するおそれがあると認められる事態をいいます。

## 5 交通事業安全推進委員会

### (1) 交通事業安全推進委員会の役割

- 熊本市交通局経営計画の基本方針1「安全・安心な運行体制の確保」に掲げる諸施策の実施状況等の検証及び見直しを行っています。
- 事故防止に必要な事項の検討を行っています。
- 事故のおそれのある事態の防止に必要な事項の検討を行っています。
- 災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態の防止に必要な事項の検討を行っています。
- 安全意識の向上に必要な事項の検討を行っています。



## 6 安全対策の徹底のための取組

### 1. 職員研修の充実

#### (1) 安全管理研修

実施日：令和5年（2023年）5月10日～12日（3日間）

対象：運行管理監督職員・施設職員・車両職員

概要：対象職員の基礎知識の習得及び連絡体制の再確認を行いました。



#### (2) 事故防止定例研修会議

実施日：令和5年（2023年）5月10日～12日・11月9日～20日  
令和6年（2024年）2月26日～28日

対象：運行管理監督職員

概要：運行管理部門監督職員が参加し、ヒヤリ・ハット情報の共有、事故・災害の緊急時対応と情報の共有及び事故防止の取組について検討を行い、乗務員への指導力向上と対応力強化を目的に実施しました。



### (3) 安全意識研修

実施日：令和5年（2024年）10月25日～11月2日（内4日間）

対象：全乗務員

概要：外部講師を招き安全意識・ルール順守の観点より、身の回りの“リスク”について学びました。

#### (研修内容)

リスクの把握～対処について考えることで認識可能なリスクを放置せず、事故やミス未然に防ぐマインドを身に付ける。



### (4) 年末年始安全総点検研修

実施日：令和5年（2024年）12月1日～7日（内5日）

対象：運行管理監督職員・施設職員・車両職員・全乗務員

概要：年末年始の繁忙期に向けて、事故防止に関する取組事項の確認と輸送の安全意識の向上を図ることを目的に実施しました。



#### (5) 非常時想定訓練（車両火災対応訓練）

実施日：令和5年（2023年）12月1日

概要：熊本市交通局と熊本市消防局が連携し、軌道上等で車両火災が発生した場合、人命を最優先とし消火活動等を迅速・的確に遂行することで被害を最小限にとどめることを目的に大江車庫内で実施しました。



#### (6) 現任者接遇研修

実施日：令和6年（2024年）1月15日～25日（内4日間）

対象：全乗務員

概要：公営交通に携わる乗務員の接遇向上に加え、「市民に信頼、親しまれる市電」になれるよう、お客様により良いサービスを提供することを目指し、外部講師による研修を実施しました。



## (7) 先進事業者の調査・研究

### ① 運転関係

実施日：令和5年（2023年）5月15日・16日（2日間）※学科

：令和5年（2023年）10月3日・4日（2日間）※実技

視察地：広島電鉄株式会社（動力車操縦者養成所）

概 要：動力車操縦者の教育指導者の育成に関する取組やノウハウを視察しました。

### ② 施設関係（電気）

実施日：令和6年（2024年）2月21日・22日（2日間）

視察地：広島電鉄株式会社

概 要：施設整備に対する視野を広げるとともに、技術の向上を図ることを目的とし、施設整備の状況等を視察しました。



### ③ 施設関係（土木）

実施日：令和6年（2024年）2月21日・22日（2日間）

視察地：広島電鉄株式会社

概 要：施設整備に対する視野を広げるとともに、技術の向上を図ることを目的とし、施設整備の状況等を視察しました。





(8) 高齢者・障がい者等への対応研修

実施日：令和5年（2023年）12月5日

対象：新規採用乗務員（7名）

概要：車いす利用のお客様・視覚障がいのお客様・高齢のお客様への対応研修を専門の外部講師を招き実施し、支援を行うために必要な知識及び技能の習得を図りました。

研修内容：①「高齢者・障がい者等への対応」（机上）②「車いす利用者に対する対応」（実技）③「視覚障がい者に対する対応」（実技）



## 2. 運転技能の向上

### (1) フォローアップ研修

実施日

期生	対象者数	実務経験	実施日
23期生	2名	3年目（前期）	令和5年7月24日
24期生	2名	3年目（後期）	令和6年1月30日
25期生	4名	2年目（前期）	令和5年7月19日・28日
26期生	4名	1年目（前期）	令和5年7月3日・5日・6日・7日
27期生	2名	1年目（後期）	令和6年1月22日
28期生	2名	6ヵ月（前期）	令和6年1月23日
27・29期生	3名	3ヵ月（前期）	令和6年1月24日・26日・29日
28期生	3名	3ヵ月（後期）	令和5年7月10日・11日・12日

対 象：実務経験3ヵ月・6ヵ月・1年・2年・3年の運転士



### (2) 運転実務検定

実施日：令和5年度（2023年度）内

対 象：全乗務員

概 要：業務を行うために必要な知識及び技能を向上させるため、実務、内規について実態を評価、把握して指導教育を行うことで輸送の安全確保につなげることを目的に実施しました。

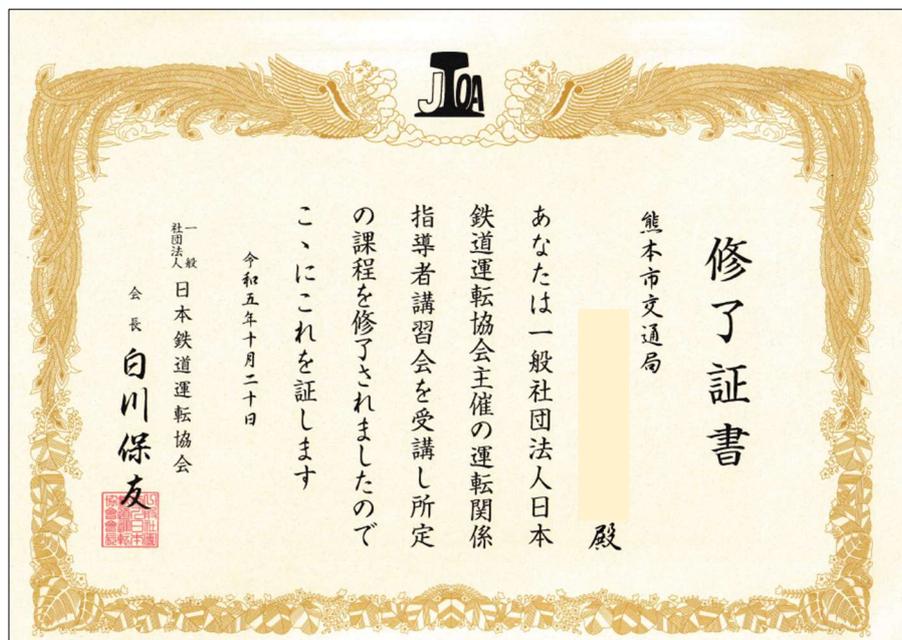
評価項目：1. 安全確認（運転呼称） 2. 発車・停車時の衝動及び車内確認  
3. 停留場（電停）での運転取扱 4. 速度制限・安全速度  
5. 曲線通過要領 6. ポイント通過要領 7. 機器操作  
8. 運転（交差点・渋滞箇所・他車等の側方通過の状況判断）要領  
9. 信号・合図 10. 運転姿勢・実務態度

### (3) 運転指導者講習会講座受講

実施日：令和5年（2023年）10月18日～20日（3日間）

対象：運行管理部門主査・監督

概要：管理・監督者、指導者としての役割と責務の認識、業務知識の習得、安全確保への取組や業務対応における指導力、管理能力の向上を図り業務に活用することを目的として受講しました。



### (4) ドライブレコーダーの活用

実施日：各研修及び教育実施時

対象：全乗務員

概要：事故発生時の個人教育資料としての活用や教育後の運転状況を確認し、教育の効果検証を行っています。また、各種研修・班会議において、過去事例を周知することを目的に活用しています。



### 3. 安全意識の醸成

#### (1) 「事故0の日」安全講話

実施日：令和5年（2023年）10月12日

対象：全職員

概要：平成20年（2008年）10月12日に発生した重大な事故を風化させないよう、10月12日を「事故0の日」と設定し、毎年安全講話を実施しています。今回は、職員一人ひとりが市電の安全運行について考えるとともに、事故を起こさないという決意を再認識しながら事故防止に取り組んでいくという内容の講話を実施しました。



#### (2) 主要交差点での立哨

実施日：毎月12日（事故0の日）

春・秋全国交通安全運動期間（期間中実施）

実施者：運行管理部門職員

概要：事故発生件数の多い交差点に運行管理部門職員が立哨し、乗務員へ交差点通過方法の指導と事故多発地点であることを認識させ、安全意識の向上を目指しました。



### (3) 始業点呼の実施

実施日：出勤時毎日

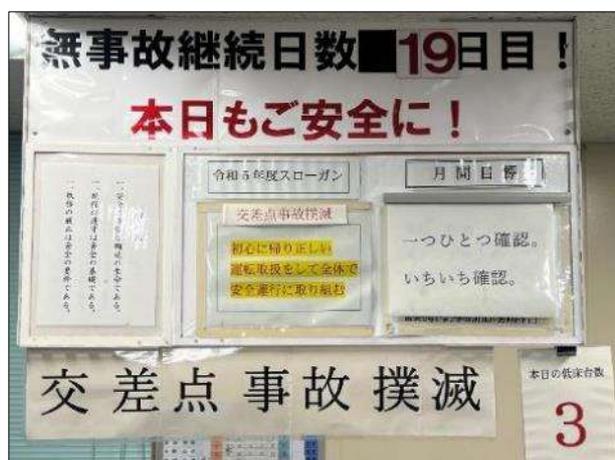
対象：運行部門全職員

概要：始業前のアルコールチェック、体調確認、乗務員の時計の時刻確認、連絡事項の共有を行っています。



### (4) 事故多発箇所無事故継続日数の掲示

概要：事故多発箇所について「危険箇所」との認識を持たせ、無事故継続日数を掲示することで、交通局全体で安全運行への意識改革を行っています。



### (5) 優良乗務員の表彰

概要：乗務員の意識高揚や、運転技術や接遇の向上を図るため、優秀な職員を顕彰しました。

無事故表彰：無事故10年（1名）、無事故5年（1名）、無事故3年（1名）

優良乗務員表彰：運転士（10名）、車掌（1名）

#### (6) 運転士用保護メガネ（サングラス）の導入

概 要：運転時の視認性向上と疲労軽減を目的に、運転士が乗務の際に着用するサングラスを導入しました。

導入日：令和5年（2023年）12月1日

対象者：電車運転士（希望者のみ）

※個人支給ではなく、希望者に都度貸与

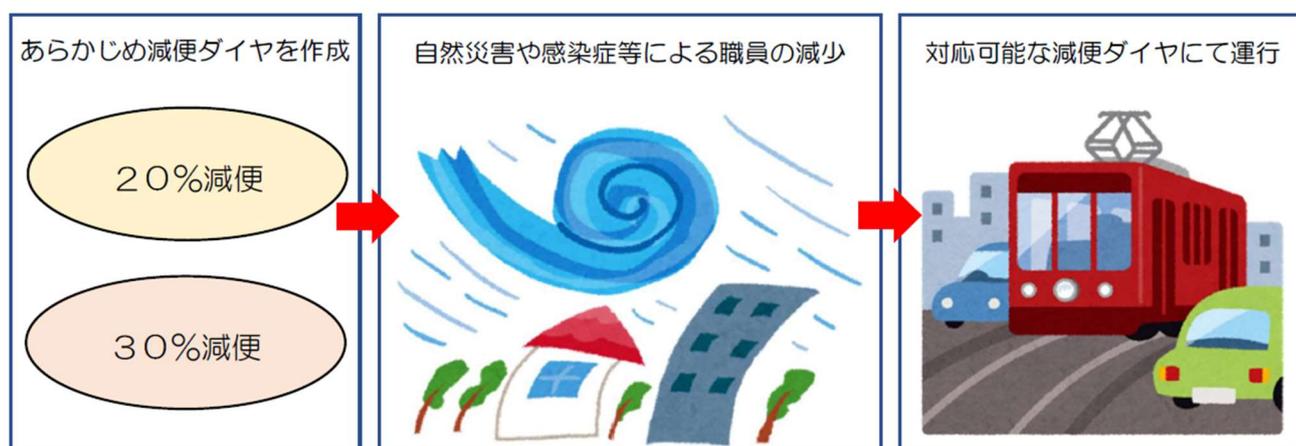
※「オーバークラス」「クリップオンサングラス」の2タイプを導入



## 4. 災害対策等の強化

### (1) 災害に対応できるダイヤの作成

概 要：あらかじめ災害等を想定し、職員数の減少に応じて対応ができるよう平日の通勤ラッシュ時間帯の便数を確保したうえで20%、30%の減便ダイヤを作成しています。



(2) 令和5年度（2023年度）熊本市震災対処実働訓練

実施日：令和5年（2023年）11月12日

概要：熊本地方を震源とする地震が発生し、発災4時間後を想定した対処実働訓練を実施しました。

訓練内容：①軌道施設の点検作業訓練（発災後を想定した軌道施設の点検作業訓練を実施）

②部分運行訓練（レール判断を想定しての運行）

(3) 車内テロ対策等

概要：お客様が市電を安全にご利用いただけるよう車内に非常時の注意喚起ポスターの掲示と防護盾を設置しています。



## 5. 安全輸送を支える基盤設備の強化

### 【車両班】

(1) 車両の延命化改修の実施

概要：車両の機能を維持し安全輸送を確保するため、装置や車体が老朽化した1350形車両を対象に、冷房機等の装置更新や車体補修等の延命化改修を行いました。

対象車両：1351号、1355号

(2) 車内外カメラ・モニター更新

概要：お客様が乗車される際の更なる確実な安全確保を目的とし、0800形車両を対象に、車内外カメラ及びモニターをより鮮明に確認できるものへ更新しました。

対象車両：0801号、0802号、0803号



車外カメラ



車内カメラ



モニター

### (3) 警告音付表示灯の導入

概要：多発する乗用車との接触事故（直前右折）対策のため、音と光で電車の接近を知らせる装置を設置しました。

対象車両：35 編成



チロリロリン♪  
路面電車が通ります。  
ご注意ください。

音声

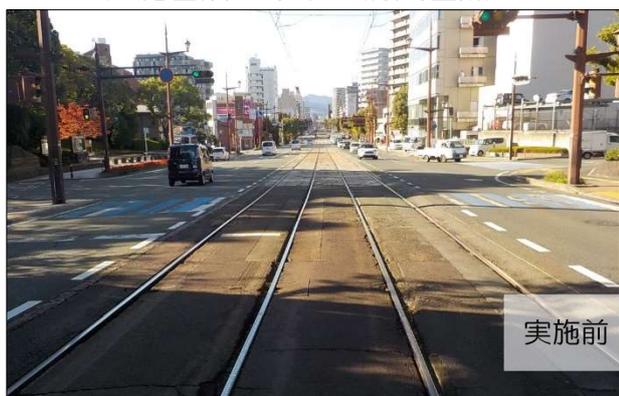
ライト点滅

### 【施設班】

#### (1) 軌道カラー塗装

概要：右折自動車と接触事故が多い交差点の軌道敷にカラー塗装を行い、自動車に対する注意喚起を行いました。

実施箇所：砂取小前交差点



#### (2) 軌条更換工事

概要：老朽化したレールを更換し、乗り心地と安全性の向上を図りました。

実施箇所：県庁入口交差点～商業高校前電停間、西銀座通り交差点





### (3) 歩行者の横断防止対策

概要：電停内を乱横断する乗客が多い箇所に、横断防止の表示やチェーンの設置を行い、歩行者の安全性の向上を図りました。

実施箇所（チェーン）：八丁馬場電停

（注意喚起表示）：同上



### (4) 時刻表の移設及び標識の縮小

概要：電停で待っているお客様が、時刻表や標識によって運転手の死角となる箇所について、時刻表の移設と標識の縮小を行うことにより、お客様の安全性を図りました。

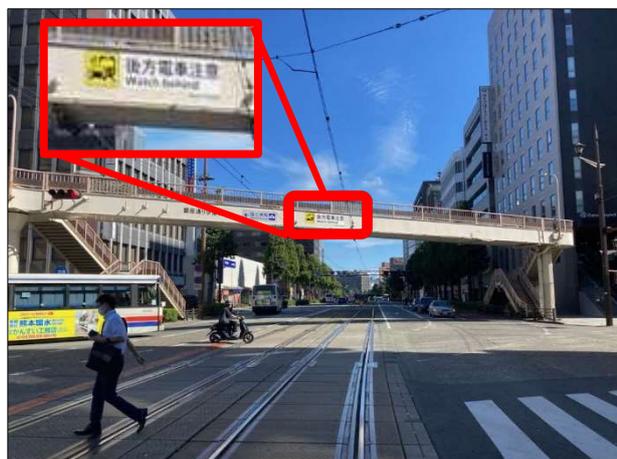
実施箇所：段山電停、本妙寺入口電停、味噌天神前電停



(5) 歩行者の横断防止対策

概要：電停内を乱横断する乗客が多い箇所に、横断防止の表示の設置を行い、歩行者の安全性の向上を図りました。

実施箇所（注意喚起表示）：花畑町交差点、九品寺交差点



(6) 電停のバリアフリー化

概要：電停のバリアフリー化を行い、電停幅員を広げることでお客様の利便性と安全性の向上を図りました。

実施箇所：商業高校前電停、健軍校前電停



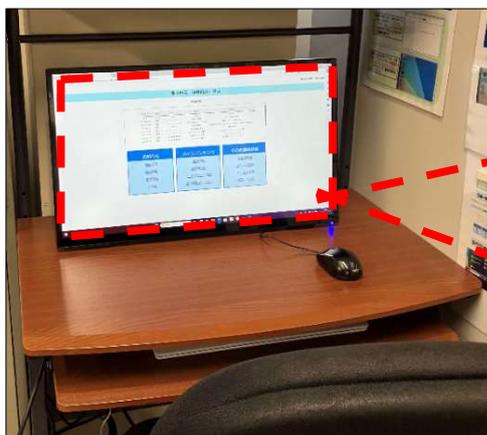
## 【管理班】

### (1) 営業所情報共有端末の導入

概 要：事故情報やヒヤリハット情報、訓練動画等の情報を共有し、安全意識の醸成を図るため、情報共有用のパソコンを設置しました。

時 期：令和6年（2024年）2月1日

実施場所：大江・上熊本の営業所（休憩室）



### 動画による情報提供例



## 安全報告書に対するお問い合わせ

「令和5年度（2023年度）安全報告書」に関するご意見・ご感想につきましては、下記までお寄せください。

熊本市交通局 運行管理課 管理班

TEL 096-361-5241

FAX 096-361-5258

E-mail [unkokanri@city.kumamoto.lg.jp](mailto:unkokanri@city.kumamoto.lg.jp)

ホームページ <http://www.kotsu-kumamoto.jp/>